

平成 25 年 4 月 1 日
新潟市契約課

小規模工事等契約登録者 各位

契約時における誓約書の提出について(お願い)

本市における暴力団排除を推進し、市民の安心・安全な生活を確保し、社会地域活動の健全な発展に寄与することを目的に、平成 25 年 4 月 1 日から新潟市暴力団排除条例が施行されます。

この条例の施行に伴い、新潟市が発注する全ての工事・業務委託の請負・契約締結時に受注者自らが暴力団員及び暴力団と密接な関係者ではない旨の誓約書を提出していただくことといたしました。

つきましては、条例の趣旨をご理解いただき、誓約書の提出についてご協力をお願いいたします。

また、関連する要綱等も平成 25 年 4 月 1 日付けで改正いたしますので、お知らせいたします。

記

1. 誓約書提出対象案件

本市各所属から受注したすべての工事が対象となり、本年度のみ提出していただきます。

平成 26 年度以降は小規模工事等契約希望者登録申請時に提出していただくので、契約時は提出不要です。

2. 誓約書様式について

別紙のとおり

誓約書の様式は契約課ホームページ 入札契約関係様式集に掲載いたします。

3. 提出方法

提出の負担軽減を図るため、平成 25 年度の最初に契約した案件に誓約書原本を提出していただき、以後の契約時は写しの提出でかまいません。

4. 適用年月日

平成 25 年 4 月 1 日以降契約する案件から適用する。